

日本顎口腔機能学会 会則

平成 5 年 6 月 27 日制定

平成 22 年 4 月 24 日改正

平成 25 年 4 月 21 日改正

平成 27 年 4 月 18 日改正

第 1 章 総 則

第 1 条 本会は日本顎口腔機能学会(JAPANESE SOCIETY OF STOMATOGNATHIC FUNCTION)と称する。

第 2 条 本会は顎口腔系の諸機能に関する基礎ならびに臨床の真理探究し、その進歩発展を図ることを目的とする。

第 3 条 本会事務局は当分の間、本会会長の所属する講座等に置く。

第 2 章 会 員

第 4 条 本会の会員は会の目的に賛同する、下記の者によって構成する。

- (1) 正会員
- (2) 名誉会員
- (3) 賛助会員

第 5 条 本会に入会を希望する者は、所定用紙(様式 1)に必要事項を記入し、入会金および年度会費を添えて事務局に申し込むこととする。

第 6 条 会員で 2 年以上年会費を滞納したときは、次年度から退会とみなす。

第 7 条 名誉会員は理事会が推薦し、評議員会の議を経て総会の承認を得た者とする。その推薦基準は別に定める。

第 8 条 賛助会員は、本会の目的、事業に賛同する法人または団体で理事会の承認を得た者とする。

第 3 章 役 員

第 9 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 1 名
- (3) 常任理事 10 名程度
- (4) 理 事 20 名程度

(5) 評議員 40名以内

(6) 監事 2名

第10条 役員職務は次のとおりとする。

- 1 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- 2 常任理事は常任理事会を組織し、庶務、会計、編集、学術、理事会および学会運営に関する実務を分掌、処理する。
- 3 理事は理事会を組織し、庶務、会計、編集、学術、学会運営に関する実務を分掌、処理する。
- 4 監事は、会計およびその他の会務を監査する。
- 5 評議員は研究機関の連絡代表の役を務め、評議員会を組織し、本会運営に必要な重要事項を審議する。

第11条 役員選出方法は次のとおりとする。

- 1 会長は理事の互選により選出する。
- 2 理事は評議員の互選および会長推薦により選出し、総会において承認を得る。
- 3 評議員は正会員の中から若干名を理事会が推薦し、総会において承認を得る。
- 4 監事は評議員の中から会長が委嘱する。

第12条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

第4章 事業

第13条 本会は毎年2回以上の学術大会を開催する。

- 2 学術大会における演者および座長の資格は以下の通りとする。
 - (1) 一般口演の演者および共同発表者は、本会会員に限る。
 - (2) 一般口演および特別企画の座長は、本会会員に限る。
 - (3) 特別企画においては、会員以外の者でも大会長の依頼がある場合には演者となることができる。

第14条 本会は会長の招集により、毎年1回学術大会期間中に総会を開催する。

第15条 本会は学会誌「日本顎口腔機能学会雑誌」を発行し、会員に配布する。

第16条 本会は必要に応じて、評議員会の議を経て各種委員会を設置することができる。さらに、会員のための教育研修会を開催することができる。

- 2 学会賞に関する規程は別に定める。

第5章 会議

第17条 本会の会議は、総会、評議員会および理事会とする。

第18条 総会は毎年1回会長が招集する。

第 19 条 次に掲げる事項については、総会の承認を受けなくてはならない。

- 1 事業計画および収支予算
- 2 事業報告および収支決算
- 3 その他必要と認められた事項

第 6 章 会 計

第 20 条 本会の経費は会員の納付する会費ならびに寄附金などをもって維持する。会計監査は総会において報告する。

第 21 条 入会金は 1, 000 円とする。年会費は、正会員 6, 000 円、賛助会員 20, 000 円とする。ただし、名誉会員の年会費はこれを免除する。

- 2 大学院生（開業医、勤務医を除く）、研修医、修練医、学部学生等の入会希望者においては、初年度年会費を半額の 3, 000 円とする。
- 3 学術大会当日の入会においては、特典として、初年度年会費を 3, 000 円とする。

第 22 条 本会は学術大会の運営のため、参加者から参加費を徴収するものとする。

- 2 参加費は、学術大会開催校が定めるものとする。

第 23 条 本会は顎口腔機能セミナーの運営のため、参加者から参加費を徴収するものとする。

- 2 参加費は、顎口腔機能セミナー開催校が定めるものとする。ただし、参加者が非会員の場合には、別途 4, 000 円を追加徴収するものとする。

第 24 条 会計年度は 4 月 1 日より 3 月 31 日までとする。

第 7 章 会則の改廃

第 25 条 会則の改正は理事会、評議員会の議を経て総会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 本会会則は平成 5 年 6 月 27 日から施行する。
- 2 本会会則は平成 22 年 4 月 24 日から施行する。
- 3 本会会則は平成 25 年 4 月 21 日から施行する。
- 4 本会会則は平成 27 年 4 月 18 日から施行する。